

### マイクロチップを装着した犬の登録が簡単に

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、6月1日からマイクロチップに関する新たな制度が始まり、ペットショップやブリーダーなどの販売業者は犬猫にマイクロチップの装着と、環境大臣指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会への情報登録が義務づけられました。

販売業者から犬猫を購入した場合、新しい飼い主の方はオンラインまたは郵送で、公益社団法人日本獣医師会に情報の変更登録が必要となります。(購入時は販売業者の情報が登録されています)

犬の場合は、変更登録を行うことで、環境課に出向いての登録手続きが不要になり、マイクロチップが鑑札とみなされるため、鑑札の交付もありません。

また、個人間での犬の譲渡などで、マイクロチップが装着されていない場合は、環境課で登録手続き(手数料3000円がかかります)を行っていただくか、ご自身で獣医師に依頼してマイクロチップを装着し、公益社団法人日本獣医師会に登録

していただくこととなります。  
※登録または変更登録後に交付される「登録証明書」は、変更の届出などの各種手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

※マイクロチップとは、直径約1~2mm、長さ約8~12mmの円筒形のカプセルに包まれた小さな電子標識器具です。この中には、個体識別番号がかかれた機能やアンテナの役割を果たすコイルなどが納めてあります。

※マイクロチップに登録されたデータの確認は、専用のリーダーを犬の装着位置にかざして読み込みます。

#### <犬と猫のマイクロチップ情報登録窓口>

環境大臣指定登録機関  
公益社団法人日本獣医師会  
☎03-6384-5320



#### 狂犬病予防注射

狂犬病予防注射は、従来どおり接種後、環境課で注射済票の交付を受ける必要があります。

#### 環境課

☎443-1406

### 学校給食費の納付をお願いします

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達を目的の一つとしており、バランスの取れた栄養豊かな給食を提供するために、食材の購入や調理、配送などさまざまな過程を経ています。

保護者の皆さまが納めている学校給食費は、「食材の購入費のみ」に充てており、施設の整備費や人件費、光熱水費などは市が負担しています。

学校給食費は、原則、口座振替による支払いとなりますが、銀行口座の残高不足などにより、口座振替ができなかった場合は、児童・生徒を通して納入通知書をお渡しします。

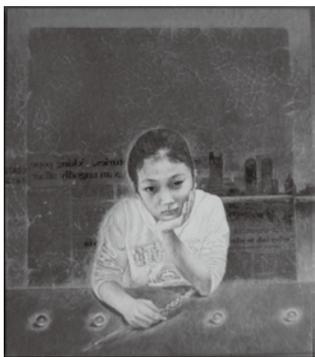
納入通知書の裏面に記載している各金融機関のほか、各小・中学校、学校給食センターで学校給食費の支払いをお願いします。

また、経済的に学校給食費の支払いが困難な方は、家族の収入状況に応じて援助を受

### 「やちまたアートピット」作品展示

市民の皆さんに優れた芸術作品を身近にご鑑賞いただくため、芸術作品展示コーナー「やちまたアートピット」を中央公民館のロビーに設置しています。

今回は、八街市の文化芸術振興を考える会の推薦により、画家の佐々木實穂子氏の『遠い日』を展示しています。



展示期間は、3カ月です。  
☎443-1464

### 令和3年度決算に基づく健全化判断比率などを公表

健全化判断比率および資金不足比率とは、市の財政の健全度を測る指標であり、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、また、公営企業の経営の健全度を測る指標である資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、公営企業の経営健全化計画を定め、財政の健全化を図ることとされています。

令和3年度決算に基づく八街市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりで、いずれも指標の基準を下回っています。

#### <健全化判断比率>

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-%(12.83%)	-%(17.83%)	6.5%(25.0%)	30.4%(350.0%)

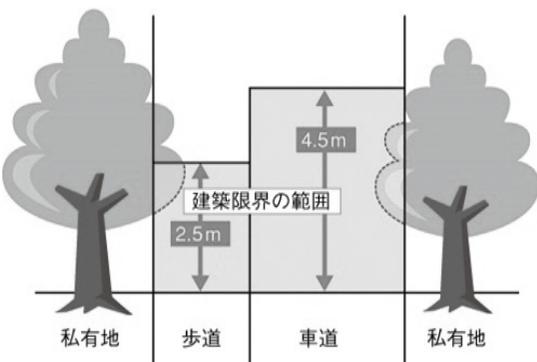
※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも実質赤字がないため、「-」と表示しています。

#### <資産不足比率>

特別会計名	資金不足額	資金不足比率
水道事業会計	-千円	-(20.0%)
下水道事業会計	-千円	-(20.0%)

※資金不足額と資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」と表示しています。

### 安全な道路交通にご協力ください!!



道路に張り出した枝や雑草などは、交通事故の原因になってしまう可能性があります。

張り出した枝などにより車などが傷ついた場合、所有者に損害賠償を求められる事例が増えています。適正な管理を行うことで、安全な道路通行の確保にご協力ください。  
※道路法第30条及び道路構造令第12条では道路を安全に行うため、車道の上空4.5m、歩道の2.5mの範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。  
☎443-1420